

No.02

個人宛通知による 年金情報提供の強化

—スウェーデン「オレンジ封筒」の事例から—

中嶋邦夫

ニッセイ基礎研究所副主任研究員

NIRA モノグラフシリーズは、日本、アジア、そして世界が抱える問題について、多角的・多面的に調査・分析することを通じて世界の中の日本、あるいはアジアの中の日本の役割を考えます。

論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、NIRA の公式見解を示すものではありません。

個人宛通知による年金情報提供の強化

—スウェーデン「オレンジ封筒」の事例から—¹

中嶋邦夫*

【要約】

年金制度への信頼を向上させる方策として、国民に対する年金情報の提供が近年注目されている。諸外国では、米国、スウェーデン、ドイツなどで年金情報の通知がすでに導入されているが、本稿ではスウェーデンの「オレンジ封筒」を紹介する。

スウェーデンでは 1999 年から、給付建てから拠出建てへの変更などを伴う大幅な年金改革が実施された。オレンジ封筒は、改革の結果必要となった個人ごとの残高情報や年金見込額を通知し、年金制度に関する知識や信頼を高めることを目的としている。

オレンジ封筒の導入は、上記の目的を果たし、現在も効果を維持している。その背景には、読みやすさや読まれやすさを中心に据えたデザイン、事前事後の意識調査を踏まえた不断の見直し、並行したキャンペーンの実施などがある。

一方、日本では、「ねんきん定期便」が 2009 年度より本格実施される見込みである。その内容は従来からの情報提供から大幅に進展しており、信頼向上のきっかけとして効果が期待される。

ただ、スウェーデンと日本に共通した問題として、年金制度の意義や年金財政に関する情報が不足している。米国の社会保障通知を参考にしながら、給付削減による財政安定機能の啓蒙とセットで、さらなる改善を期待したい。

*ニッセイ基礎研究所 副主任研究員

¹ 本稿は、筆者が参加した 2004 年度および 2005 年度の厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」（主任研究者臼杵政治）の一環として 2004 年 12 月に実施したスウェーデンでのヒアリング、および母子愛育会の外国人研究者招へい事業として 2005 年 10 月に招へいしたスウェーデン社会保険庁アメリー・フォン・ツヴァイベルク氏の講演等に依拠している。厚生労働省、母子愛育会、臼杵氏をはじめとする研究会メンバー、そしてツヴァイベルク氏に、心より感謝申し上げます。

目次

第1章 本稿の問題意識	3
第2章 オレンジ封筒の背景	3
1 スウェーデンの年金制度とその改革の概要	3
2 年金情報キャンペーンの必要性	5
第3章 オレンジ封筒の実施	5
1 オレンジ封筒の導入	5
2 オレンジ封筒とキャンペーンの改良	6
3 通知の内容	7
4 その他の特徴	8
5 関連するいくつかの取組み	9
第4章 情報提供の効果と課題	9
1 オレンジ封筒とキャンペーンの効果	9
2 オレンジ封筒の課題と展望	11
第5章 日本への示唆	12
1 年金情報に関する日本の問題	12
2 政府の対応	13
3 対応策の具体的な内容	14
4 評価と展望	16
参考資料	19
参考資料1: オレンジ封筒の通知 (2005年版)	19
参考資料2: 「年金加入記録のお知らせ」「年金見込額のお知らせ」 (58歳到達者向け)	25
参考資料3: 「ねんきん定期便」(35歳向け先行実施版)	26
参考資料4: 「ねんきん定期便」(2007年2月時点の案)	27
参考文献	30

第1章 本稿の問題意識

近年、公的年金制度に対する不信や不安が大きな社会問題となっている。特に本年（2007年）は、いわゆる年金記録問題が取り上げられ、不信や不安が高まっている。

年金制度に対する信頼は、制度の持続可能性を支える大きな要素である。一般に、公的年金の持続可能性を支える要素としては年金財政が問題にされることが多いが、国民の信頼がなければ、保険料の不払いなどによって年金財政は不安定化してしまう。年金財政と国民の信頼は、制度を維持していくための車の両輪である。

年金制度への信頼を向上させる方策として近年注目されているのが、国民に対する年金情報の提供である。日本では、2004年の年金制度改正で、「年金制度の理解を深めるための取組み」として「保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報」を被保険者にわかりやすい形で定期的に通知するものとする。（ポイント制）（厚生労働省（2004））という形で、年金情報の定期的な通知が施策として打ち出された。

諸外国では、米国、スウェーデン、ドイツなどで年金情報の通知がすでに導入されている。本稿では、「オレンジ・レター」²として日本でも紹介が進んでいるスウェーデンの事例を取り上げ、当該政策の背景や実施内容、課題などを分析し、日本への示唆を取りまとめる。

第2章 オレンジ封筒の背景

1. スウェーデンの年金制度とその改革の概要

スウェーデンでは、1980年代から年金改革が繰り返し議論されてきたが、1998年に年金改革法が成立し、ようやく決着をみた。

従来のスウェーデンの公的年金は1960年に改正されたもので、老後の最低生活水準の保障を目的とする定額の国民基礎年金と、主に被用者を対象とした所得比例の国民付加年金の2階建てであり、老齢年金のほか、遺族年金や障害年金が支給されていた。さらに、付加年金の受給資格がなかったり低額な人に対しては、補足年金が支給されていた。制度設計は、給付内容をまず決定した上で必要な保険料率や国庫負担額を決定する、給付建て制度であった。国民付加年金の給付水準は、生涯のうち高かった15年分の賃金の平均をベースに決定され（15年ルール）、30年の加入で満額が受け取れる仕組み（30年ルール）であった³。また財政方式は、主に雇用主が負担する保険料を財源とする（修正）賦課方式⁴であった。

² 日本では「オレンジ・レター」として紹介されることが多いが、現地では「オレンジ色の封筒」を意味する「orange kuvert」（英訳：orange envelope）と呼ばれている。本稿では「オレンジ封筒」と記述する。

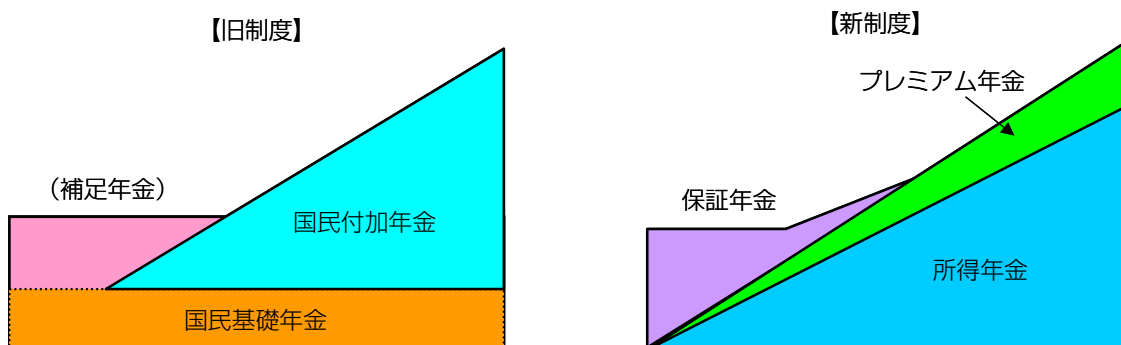
³ 30年未満の場合は、加入年数に応じて減額される。

⁴ 国民付加年金には積立金があり、修正賦課方式であった。

しかし、少子高齢化など人口構成の変化や経済成長の鈍化などで年金財政の健全性が問題となり、また給付決定における15年や30年というルールが不公平であるなどの批判⁵を受けて、1999年から改革が実施された。新制度では、定額と所得比例の2階建てであった旧制度を、所得比例に一本化した。旧制度で国民基礎年金と補足年金が担っていた最低生活水準の保障については、全額国庫負担による保証年金で賄われることとなった。また、制度設計は、従来の給付建てから、保険料率を18.5%に固定する拠出建てに変更された。給付のうち老齢年金は、毎年の拠出と利息の累積(残高)と本人が選択する支給開始年齢⁶、およびその人が属する世代(コーホート)の予想余命に応じて決まることになり、遺族年金や障害年金は別途国庫負担で賄われることとなった。財政方式は、保険料率18.5%のうち16%が概念上の拠出建て制度(所得年金)として賦課方式で運営され、残る2.5%がプレミアム年金として積立方式で運営されることとなった。これらは拠出建てであるため、残高や将来の年金額が、拠出額に加えて運用利回りの影響を受けることになるが、所得年金は仮想的(概念的)⁷に現役世代の1人当たり所得上昇率分の利息が付き⁸、プレミアム年金は政府機関が用意した中から加入者自らが選択したファンドの運用成績によって変動することとなった。

この改革は、大きく3つの変化を国民にもたらした。まず第1が給付建てから拠出建てへの変更である。これにより、国民が自己の残高や年金見込額を知ることが重要になった。第2に、プレミアム年金では自らが資産運用方法を選択する点である。個人の運用成果によって年金額が左右されるため、自らの運用成果や残高、それによる年金見込額の状況を知る必要が出てきた。第3は、年金額が全勤労期間の拠出に左右されるようになった点で

図表1 新旧制度の比較



⁵ 15年ルールに対しては、生涯賃金が同一でも稼得パターンによって年金額が異なるのは不公平であるという批判があった。30年ルールに対しては、高齢期の就業に対して抑制的であるという批判があった。

⁶ 61歳以降であれば、本人が選択できる。

⁷ 「仮想的(概念的)」とは、プレミアム年金と異なり、実際の資産の裏付けがない帳簿上のものという意味である。

⁸ 年金財政が悪化した場合には、自動均衡措置と呼ばれるルールに従って、一定の控除が行われる。

ある。これによって、勤労期間の一部のみが年金額に影響していた旧制度と比べて、拠出額や年金額に関心を持つべき期間が長くなった。これらの新制度への移行は国民の約半数にあたる現役世代に影響を与え、また段階的に実施されるために、年金に対して比較的関心が薄い若年者ほど大きな影響を受けることになった⁹。

2. 年金情報キャンペーンの必要性

このような大改革の実施に当たって、政府は改革の内容を国民に知らせる必要があった。特にこの改革においては、利害関係者間の調整が難航することを避けるために、各政党からの代表者で組織された委員会が非公式で改革内容を詰めていったため、改革の内容があまり国民に知らされていなかった。

また、すでに述べた拠出建てへの移行やプレミアム年金の導入により、将来受け取る年金額が経済や人口、自らの運用成果によって変動することになったため、各個人に年金見込額を情報提供する必要があった。特に、公的年金で足りない部分については、勤労の継続や私的年金で準備するよう早めに促す必要があるため、1998年に成立した改革法の趣意書には、通知などを通じて1人1人に情報を開示することが書かれていた。

社会保険庁は、情報提供に先立って、1998年に約1,000人を対象にした加入者の意識調査（定量調査）を実施した。その結果、人びとは年金制度が改革されることは知っているものの、年金についての関心は低く、あまり知識がないことが明らかになった。例えば、旧制度で、どのくらい年金をもらえるかを知っていた人は18%しかいなかった。また、旧制度で重要な、自らの高かった15年分の報酬額を知っている人も少なく、特に女性や若年層で知識が少ない傾向が見られた。

第3章 オレンジ封筒の実施

1. オレンジ封筒の導入

意識調査の結果を受け、社会保険庁は、1998年から女性や若年層を重点においた情報周知のキャンペーンを実施した。具体的には、制度改革についてのパンフレットを配るほか、ラジオやテレビ、新聞での広告やセミナーの開催、ウェブサイトの設置などを実施した。

同時に、個人宛通知の準備として、通知のひな形を使った聞き取り調査（定性調査）を実施した。調査は約20人を対象に、各人の履歴に基づいたひな形を使い、1人当たり90分かけて意識を聞き出すデプスインタビューの方法で行われた。この際、参加者への口頭質問に加えて、参加者がどのようにして封筒を開いて読むか、どこに注目して読むかなども注意深く観察した。また、情報提供に必要な個人勘定システムも開発した。

そして、1999年から、各加入者にオレンジ封筒を送り始めた。この最初のオレンジ封筒では、加入者の報酬の履歴と給付の予測額を通知した。同時に、“Sweden has got a new

⁹ 1937年以前生まれの人には旧制度のみが適用され、1938年～1953年生まれの人には段階的に新制度が適用され、1954年生まれ以降の人には新制度のみが適用される。

Pension System”¹⁰と題したキャンペーンを実施し、新聞、テレビ、ラジオでの広告¹¹や、シンポジウムなどを実施した。

2. オレンジ封筒とキャンペーンの改良

2000年には、所得年金での年初および年末の個人別勘定残高と1年間の利息、プレミアム年金での年間収益と残高、さらに両者を元にした年金見込額の合計額を通知した。なお、2000年の通知作成に先立っても、前述のひな形を使った聞き取り調査が実施されている。また、オレンジ封筒の発送に合わせて、“Your whole life counts”と銘打ったキャンペーンを実施した。

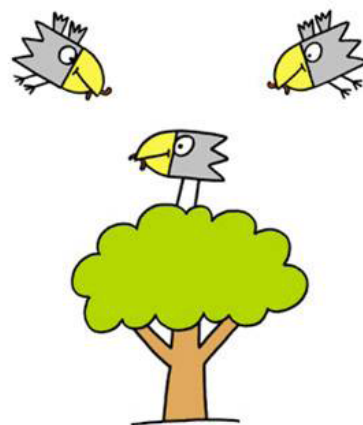
こうしたキャンペーンの結果、2000年分の送付後の定量調査では、自分で年金制度をよく知っていると思っている人の割合や新制度を信頼しているという人の割合が上昇したが、その一方で、①若年層の関心が低い、②新制度の下で、どうすれば年金が増えるのかが理解されていない、③新制度の内容が理解しづらい、という問題が残った。

そこで2001年には、①通知をもっと読んでもらう、②年金制度への知識レベルを上げる、③年金制度への信頼を高める、④ウェブや電話によるアクセスを増やす、ことがキャンペーンの目標となった。具体的には、①挿絵を使ってより興味を引く内容にする、②色もオレンジ色に統一する、③加入者自身で、企業年金や個人年金額を書き加えて合計額を計算できる書式にする、④インターネットや電話でのアクセスを推奨する、などの対策を行った。キャンペーンのタイトルも“You can get your pension in three ways”とし、老後の収入が、公的年金、企業年金、個人年金の3つから得られることを強調した。

翌2002年には、オレンジ封筒は発送されたものの、予算の都合でキャンペーンは行われなかった。その影響で、送付後の定量調査では、年金制度の知識や制度への信頼が低下した。

そこで2003年からキャンペーンを復活した。オレンジ封筒への関心や老後準備への意識、年金制度への信頼を高めるため、毎年意識調査の結果を参考に、内容を変えながらキャンペーンを実施している。

図表2 2001年のキャンペーンで使われたイラスト



(注) 木はオレンジ封筒を意味する。すでにとまっている中央の公的年金に、企業年金と個人年金を加えるイメージを表現している。

(出典) von Zweigbergk (2005).

¹⁰ ツヴァイベルク氏の英文による講演資料 (von Zweigbergk (2005)) より。キャンペーン名について、以下同様。

¹¹ 同国の童話「ニルスのふしぎな旅」になぞらえて、鳥に乗った配達人が全国各地にオレンジ封筒を届けるという内容だった。

図表 3 2003 年から 2005 年のキャンペーンの概要

実施年	2003 年	2004 年	2005 年
タイトル	This year your Orange Envelope contains something extra valuable	The Average Swede has got 663 391 SEK on his pension account	The carrot pedagogy
広告例	 <p>(注) 写真中の人物は、郵便配達員。</p>		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビでの広告 ・社会保険庁職員向けの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、テレビでの広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞での広告 ・バスや街頭でのポスター掲示 ・地域活動

(出典) von Zweigbergk (2005) から筆者作成。

3. 通知の内容

オレンジ封筒に入っている通知（オレンジレター）は、A4サイズを3枚並べた大きさの用紙に6ページが両面印刷されており、これを3つ折りした状態で封筒に入っている（1ページの大きさがおよそA4サイズである）。通知の内容はほぼ毎年改定されているが、以下では筆者らが和訳を試みた2005年版サンプル（参考資料1）を中心に紹介し、その前後の版との異同について適宜補足する¹²。

1ページ目には、概念上の拠出建てである所得年金と積立方式のプレミアム年金を合計した、公的年金の給付見込額が記載されている。見込額は、前年末までの残高に加えて前年の収入が引退まで同額で継続するという前提に基づいて計算されたものであり、引退年齢3パターン（61歳、65歳、70歳）と平均所得上昇率2パターン（0%、2%）を掛け合わせた、計6通りの値が表示されている。1ページ目にはほかに、公的年金以外に企業年金や個人年金も受け取る可能性があることや、インターネットや電話での問い合わせ先が示されている。なお、2002年版では制度ごとの残

図表 4 オレンジ封筒



¹² 2002年版の和訳は臼杵(2003)に所収。

高が記載されていたが、2004年版以降は削除されている。また、2006年版以降では問い合わせ先の記載は最終ページに移動し、脚注に平均所得上昇率の前提とプレミアム年金の収益率の前提との関係が記載されている。

2ページ目には、所得年金とプレミアム年金のそれぞれの残高について、前年1年間の変動が要素ごとにまとめられている。変動は、前々年末を起点に、拠出に基づく年金権利額、配当金¹³、事務費用の控除、平均賃金上昇率（所得年金）や運用成果（プレミアム年金）による変化額などが記されており、最後に前年末の残高が記されている。なお、2003年版までは、この内容が所得年金とプレミアム年金とで別のページに記載されていたが¹⁴、利便性の観点から1つのページに統合された。また2006年版以降には、制度当初（加入当初）の残高とそこからの変化額が記されている。

3ページ目は、プレミアム年金におけるファンド別の配分率や保有数、残高、購入時からの価値変化、解説などが記されている。下段には、問い合わせ先である PPM（プレミアム年金の管理をする機関）のホームページ・アドレスや電話番号が示されている。2002年版までは購入時からの価値変化について記載がなく、2003年版から記載されていたが、2006年版から当該記載が削除されている。また、2006年版以降では問い合わせ先の記載が最終ページに移動している。

5ページ目が前年に残高へ拠出された年金権利額の内訳で、4ページ目にその解説および修正申請の方法が記載されている。年金権利額は、賃金のほか、育児や修学、兵役などによって発生するため、要素ごとに内訳が示されている。なお、2006年版以降は4ページ目に該当するページは削除され、5ページ目の脚注に修正申請の方法が記載されている。

6ページ目が、新制度における、保険料と残高、年金額の関係（計算方法）についての解説である。各情報の記載箇所を図で示し、どの金額が年金見込額に結びついているかを示している。

また、通知と一緒に、年金制度の仕組みや用語についてのパンフレット（説明書）が送られている。このパンフレットには、22歳までの人には制度の簡単な説明、23歳～46歳の人には新制度の下で年金額が増える仕組み、47歳以上の人には選択可能な受給形態、が記載されている。

4. その他の特徴

オレンジ封筒は、その内容だけでなく意匠にも特徴がある。まず封筒全体がオレンジ色であることに加え、通知の重要なページの右上には、西暦の下2桁の数字がオレンジ色か青色¹⁵の塗りつぶしや白抜きで大きく載っている。これは、色や書体を変えることで、電

¹³ 英語版では *inheritance gains* となっており、スウェーデンの制度に設けられている、死亡した同じ生まれ年世代の年金残高の分配相当と思われる。

¹⁴ 2003年版までは、プレミアム年金の変化が5ページ目、後述のプレミアム年金の残高内訳が6ページ目に記載されていた。これは、所得年金を管理する社会保険庁と、プレミアム年金を管理する別の機関（PPM）とで、通知のページをいわば縦割りで使用していたためと思われる。

¹⁵ 英語版では *inheritance gains* となっており、スウェーデンの制度に設けられている、死亡した同じ生まれ年世代の年金残高の分配相当と思われる。

話による問い合わせの際にも、どの部分についての質問かがすぐわかり、応答しやすくするための工夫だという。

また、実際の通知は、加入者個人の子の有無や兵役経験の有無などによって不必要な部分は削除されている。このため、最終的な通知のパターンは 1,000 通り以上にもなるが、個人にとって該当しない内容が記載されていないため、読み手が通知に関心を持ちやすいという。また、スウェーデン語以外の言語にも対応するとともに、平易な言葉遣いを心がけているという。

5. 関連するいくつかの取組み

オレンジ封筒や関連するキャンペーン以外でも、情報提供の充実や年金や老後に対する意識付けを図る取組みが行われている。

その1つが、“Min Pension”（英訳では My Pension）と呼ばれる、公的年金と企業年金に関する年金見込額などの情報を統合して情報提供するサービスである。2004年12月から、スウェーデン政府（家族省）の提案で保険会社各社が連携して開始した。開始時点で、スウェーデン保険連盟の傘下30社のうち10社が参加し、21歳～65歳でオレンジ封筒を受け取っている550万人のうち400万人をカバーしている。提供される情報は、公的年金についてはオレンジ封筒の通知と同様で、企業年金についても複数の前提条件での年金見込額を知らせてくれるという。従来も保険会社からの通知は存在したが、このサービスにより、公的年金と企業年金を合わせた総合的な老後設計を容易に行うことができる。また、このサービスはオレンジ封筒でも紹介されている。

第4章 情報提供の効果と課題

1. オレンジ封筒とキャンペーンの効果

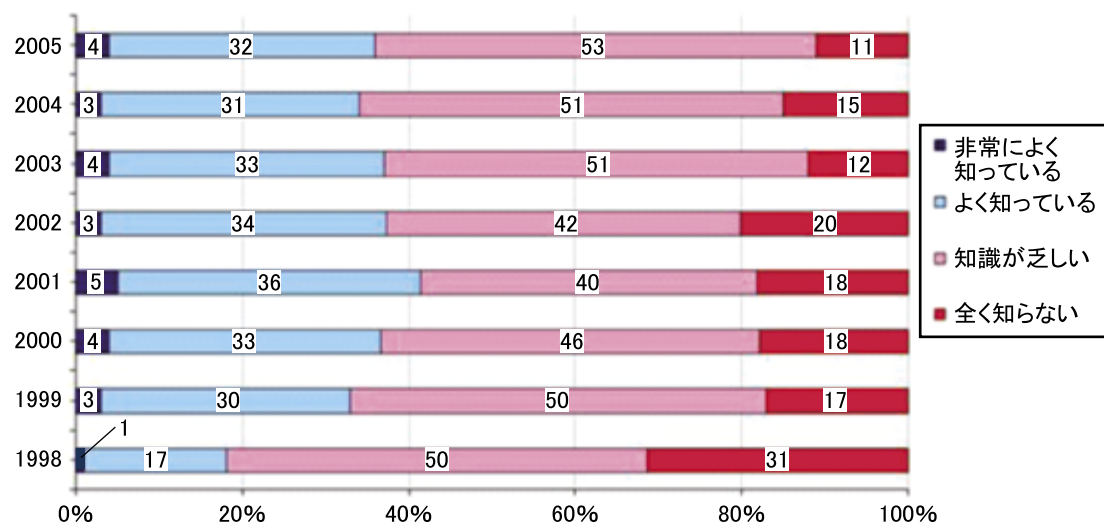
以下では、オレンジ封筒とキャンペーンの効果を、前述した定量調査の結果（2005年まで）を使って確認する。

公的年金に関する知識に対する自己認識は、「非常によく知っている」および「よく知っている」の割合が、情報提供開始前は20%弱だったものが、通知開始直後の1999年から30%台半ばで推移している。また、「全く知らない」の割合は、開始前は約30%だったが、通知開始直後に20%弱に低下し、最近では10%強まで低下している（図表5）。この結果から、オレンジ封筒は国民の年金に関する知識や関心を高めるのに効果があり、継続的な実施や改良によって効果を維持、向上しているといえよう。

受け取った通知に対する注目度を見ると、全体の9割前後の人が「オレンジ封筒を受け取った」ことを認識し、全体の7割程度が「封筒を開けて見た」としている。通知については、「すべて読んだ」と「ほとんど読んだ」が全体の約1割ずつで、「数カ所読んだ」が約3割、「ちらっとみた」が約2割となっている。時系列で見ると、「受け取った」や「開けてみた」の割合は2003年にかけて落ち込んだ後、再び上昇に転じており、近年のキャ

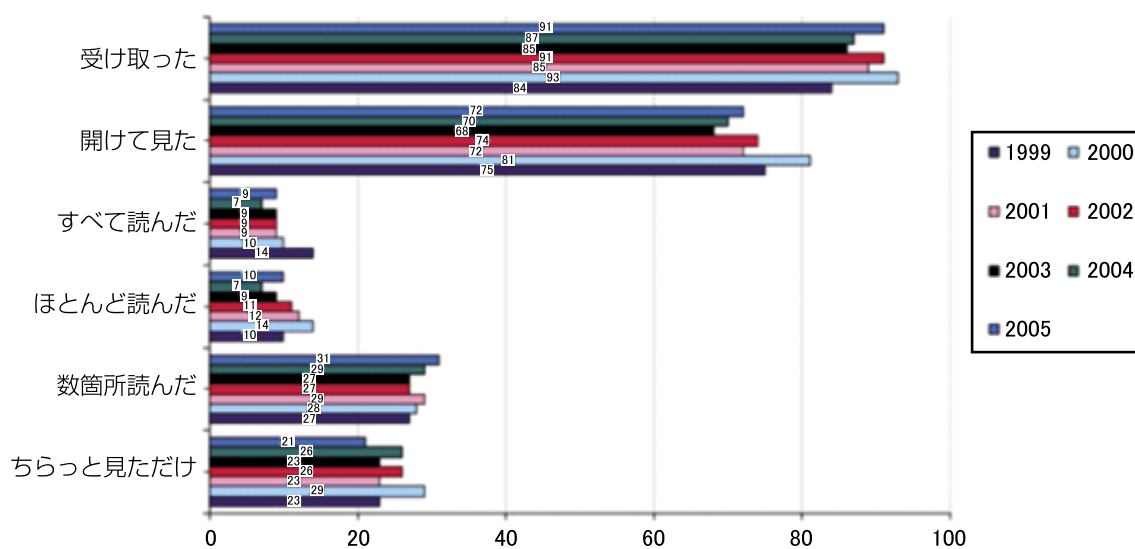
ンペーンが功を奏したとみられる。通知については、「すべて読んだ」や「ほとんど読んだ」は横ばいか減少傾向にあるが、「数箇所読んだ」が増加傾向にある（図表 6）。これは、オレンジ封筒が定着し、読むべきポイントを人々が理解し始めていることによると推察される。

図表 5 公的年金に関する知識に対する自己認識



(出典) von Zweigbergk (2005).

図表 6 受け取った通知に対する注目度



(出典) von Zweigbergk (2005).

2. オレンジ封筒の課題と展望

一方で、オレンジ封筒の課題も指摘されている。

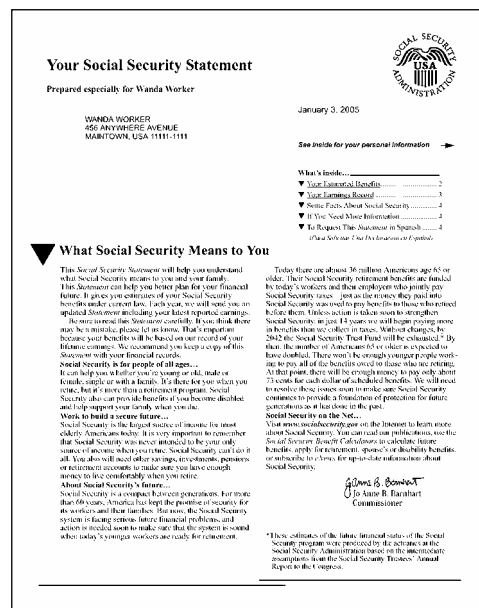
第1に、通知の各項目の相対的な重要性についての誤解が生じているとの指摘がある。例えば本来は老後にとってより重要な所得年金を、プレミアム年金よりも重要度が低いと誤解している人が多数あった。Sundén (2003, pp.15-16) によれば、2003年には、プレミアム年金の残高を見た人が74%であったのに対して、所得年金の残高を見た人が56%であったという。また、年金額を計算する際に使う難しい用語の知識を問うと、プレミアム年金について、所得年金よりもよく知っていたという。

第2に、シャーマン (2006, 39頁) は、(1) 公的年金の意義に関する情報提供が不十分なため、若者に公的年金の価値が伝わらずに信頼感が低下していること、(2) 初歩的な技術的情報の提供が不十分なため、通知の内容を無批判に信じる傾向があること、を指摘している。

第3に、筆者独自のものとして、年金財政に関する情報提供が通知に含まれていない点を指摘したい。冒頭で述べたように、年金制度に対する信頼は、年金財政の持続可能性と結びつきが深い。加えてスウェーデンの新制度では、年金の財政バランスが悪化した場合に年金額のスライドが自動的に抑制される仕組みになっている。そのため、年金財政に関する情報は個人にとっても重要である。

これらの課題への対応策を検討するのに参考になるのが、米国の社会保障通知 (Social Security Statement) である (図表7)。25歳以上の被保険者に送付されており、1ページ目には社会保障制度の意義と年金財政の状況¹⁶が、2ページ目には予想受給額とその算出方法が、3ページ目には保険料の算定基礎となる所得の履歴約20年分が、4ページ目には社会保障制度の各給付内容などが記載されている¹⁷。文章による説明と図表による説明のどちらを好むかは国民性によるところもあるだろうが¹⁸、通知の冒頭に制度の意義や財政状況を記載している点がスウェーデンとの大きな違いである。

図表7 米国の社会保障通知



(注) 2005年版の1ページ目。
(出典) 白杵 (2004)。

¹⁶ 年金財政に関しては、2040年頃までに積立金が枯渇する見込みであるため、制度の維持に向けた問題解決が必要だと書いている (図表7)。

¹⁷ 55歳以上の人には2ページ追加され、生年別の標準支給開始年齢、繰り上げ/繰り下げ受給した場合の影響、繰り上げ受給しながら標準支給開始年齢以前に働いていた場合に減額される仕組みなどの説明が載っている。

¹⁸ 米国の通知では、文章で説明が記載されているが、文面は毎年ほぼ同一であり、実質的には数字のみが入れ替わっているのに近い。

第5章 日本への示唆

1. 年金情報に関する日本の問題

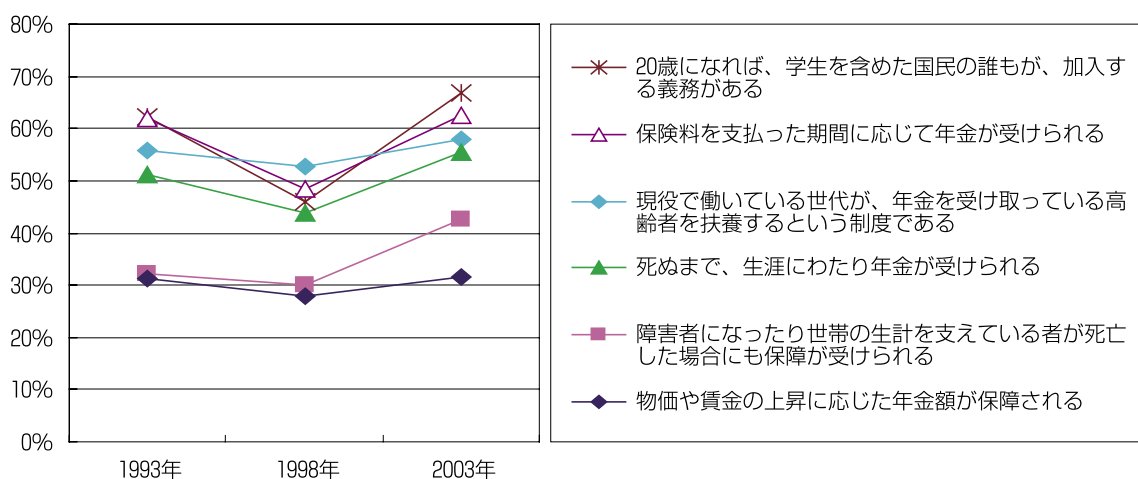
スウェーデン同様、日本でも年金制度への信頼や知識の低さが問題とされている。

内閣府『公的年金制度に関する世論調査』によれば、公的年金制度に対する関心は高く、国民の約4分の3が関心を持っているが、その一方で公的年金に関する国民の知識は不足している。図表8によれば、加入義務や納付義務という負担関連の周知度が非常に高くなっている一方、給付の実質価値が維持されることや障害年金・遺族年金の存在、死亡するまで給付を受けられる（終身年金）など給付関連、すなわち国民にとってのメリットの周知度は低くなっている。このような関心と知識のギャップや知識の偏りが、公的年金に対する不信や不満の原因となっている可能性がある。

このような国民の知識不足や偏りは、政府から国民に向けた情報提供の不足や偏りに一因がある可能性がある。例えば、内閣府の調査によれば、年金制度の情報源として、テレビなどのマスメディアの利用が多くなっている（図表9）。また、年金週間¹⁹を中心とした政府による年金に関する広告は、保険料の納付勧奨が中心となっていた（図表10）。

制度に対する信頼を回復するためには、国民の情報ニーズに応える必要がある。図表11によると、国民は公的年金に関して受給見込み年金額や財政見通しについて強い関心を持っており、これらに関する情報提供がこれまで不十分だったといえよう。

図表8 公的年金制度に関する周知度



(出典) 内閣府『公的年金制度に関する世論調査』から筆者作成。

¹⁹ 1991年度から、11月6日～12日を「年金週間」として社会保険庁が広報活動を展開してきた。2006年度からは11月を「ねんきん月間」としてキャンペーンを実施している。

図表 9 公的年金制度の情報源

	1993年	2003年
テレビ・ラジオ	30.4 %	53.7 %
新聞・雑誌	30.3 %	42.4 %
都道府県・市町村の広報	41.2 %	29.5 %
社会保険事務所の広報		22.8 %
国の広報	8.6 %	
職場の福利厚生情報	32.2 %	18.5 %
友人・知人	16.7 %	12.3 %
専門書	1.2 %	1.2 %
その他	3.3 %	1.5 %
わからない	6.5 %	4.7 %

(注) 複数回答。

(出典) 内閣府『公的年金制度に関する世論調査』

図表 10 2002 年年金週間のポスター一案



(出典) 社会保障審議会年金部会資料 (2004年10月29日)。

図表 11 公的年金制度に関して知りたいこと

	第1号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第1号 未加入者
自分がもらえる年金額の見込み	68.8 %	81.1 %	83.6 %	83.6 %
公的年金財政の見通しと将来の見通し	45.1 %	46.1 %	45.1 %	45.1 %
年金の手続き	13.2 %	16.4 %	18.1 %	18.1 %
年金をもらう権利を得るための条件	13.5 %	11.9 %	12.8 %	12.8 %
公的年金の制度の仕組み	10.8 %	10.2 %	9.3 %	9.3 %
年金の保険料について	9.4 %	8.5 %	8.1 %	8.1 %
自分の被保険者記録	13.2 %	6.4 %	10.1 %	10.1 %
公的年金と民間の個人年金の違い	6.8 %	5.0 %	5.0 %	5.0 %
その他	8.5 %	4.7 %	3.1 %	3.1 %
年金相談の場所	3.5 %	3.1 %	3.4 %	3.4 %

(注) 3つまで複数回答。

(出典) 社会保険庁『平成16年公的年金加入状況等調査結果の概要』から筆者作成。

2. 政府の対応

このような状況を受け、厚生労働省は、2002年12月に発表した「年金改革の骨格に関する方向性と論点」で、2004年改革の基本的視点として「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に関する不安感、不信任感を解消すること」や「現役世代が将来の自らの給付を実感できるわかりやすい制度とすること」をあげ、ポイント制による年金個人情報情報の通知を打ち出した。その後、社会保険庁問題への対策とも併せて、国民に向けた情報提供が進められていった(図表12)。

2003年度には、58歳到達者に送付される「年金加入記録のお知らせ」が開始された。2005年度からは、「年金加入記録のお知らせ」で加入記録が整備されたことを受けて、印字済みの「裁定請求書」もしくは「裁定請求の案内」の事前送付が開始された。また、全年齢を対象にインターネット経由での「年金個人情報提供サービス」も開始され、IDとパスワードを使ってログインすることで、即時に個人の加入履歴を確認できるようになった。オレンジ封筒に相当する全加入者に向けた通知は、「ねんきん定期便」として開始された。

図表 12 日本における年金情報提供施策

	通知（政府→加入者）	照会（加入者→政府）
2002年度以前		・ 加入記録（全年齢） ・ 年金見込額（58歳以上）
2002年度		・ ホームページで年金額の簡易試算（全年齢）
2003年度	・ 「年金加入記録のお知らせ」送付開始（希望者には「年金見込額のお知らせ」を送付・58歳到達者）	・ 年金見込額の照会対象を55歳以上に拡大し、電話やインターネットによる受付も開始 ・ 年金電話相談センターを設置
2004年度	・ 「国民年金保険料の納付額のお知らせ」送付開始（前年の納付者）	・ 年金見込額試算と年金加入記録を電子公文書で受取可能に
2005年度	・ 印字済み「裁定請求書」や「裁定請求の案内」の事前送付（60歳到達3カ月前） ・ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書・年金加入状況のお知らせ」の送付開始	・ 携帯電話版の「年金額簡易試算」（全年齢） ・ 年金見込額の照会対象を50歳以上に拡大 ・ インターネットによる「年金個人情報提供サービス」を開始
2006年度	・ 「ねんきん定期便」の先行実施（35歳到達者）	

（出典）社会保険庁ホームページなどから筆者作成。

まず、35歳到達者向けの通知が2007年3月から先行実施され²⁰、同年12月から45歳到達者と55歳～59歳到達者向けが開始され、2008年4月から全加入者に本格実施される予定であった。しかし、年金記録問題への対応のため2008年10月までを目処に全加入者と全受給者に加入履歴を通知する「ねんきん特別便」が優先して実施されることとなった。

「ねんきん定期便」の本格実施は2009年4月に延期されることになったが、従来予定されていた内容（加入期間など）に加えて、標準報酬や国民年金の保険料納付情報も提供されることとなった。

3. 対応策の具体的な内容

● 「年金加入記録のお知らせ」および「年金見込額のお知らせ」

2004年3月に開始された「年金加入記録のお知らせ」（参考資料2）には、これまでの加入記録が勤務先ごとの加入月数の形で示されている。この通知は加入記録（月数）に漏れがないかをチェックするためのものであり、下段にはこれまでの加入月数の合計が制度ごとに印字されている。加入者は、同封されたハガキで確認した結果を返信し、仮に漏れがある場合は、社会保険庁での確認を経て、再度「年金加入記録のお知らせ」が送付される。このやりとりで確認された内容が、次に述べる「年金見込額のお知らせ」や、裁定手続きの際に送付される印字済み「裁定請求書」の内容に反映される。「年金見込額のお知らせ」には解説資料が同封されており、お知らせの各欄の見方やお知らせに関するQ&Aが載っているが、年金制度自体の解説などは載っていない。

「年金加入記録のお知らせ」の内容に問題がなかった、あるいはやりとりの結果、問題がなくなった加入者は、「年金見込額のお知らせ」の送付を希望することができる。「年金

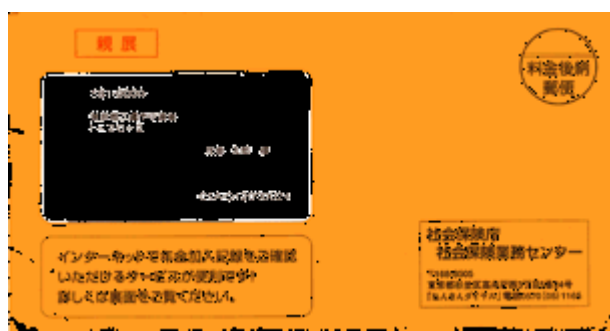
²⁰ 35歳到達者向けが優先されたのは、仮に35歳まで公的年金に未加入でも、35歳から加入して継続して保険料を納付すれば、25年間という公的年金の受給要件を満たすことができるためである。

見込額のお知らせ」には、本人の老齢年金見込額²¹が、基礎年金や厚生年金の内訳（部分年金（特別支給の老齢厚生年金）や報酬比例部分）ごとに記載される。現在の受給者は65歳以前に部分年金が開始され、65歳までの間に1回～2回受け取る年金額の内訳が変わるため、その変わる年齢もあわせて記されている。

●「ねんきん定期便」（35歳到達者向け先行実施版）

2007年3月に開始された「ねんきん定期便」（35歳到達者向け先行実施版、参考資料3）は、基本的に58歳到達者向け「年金加入記録のお知らせ」を踏襲した内容になっており、加入期間の確認ができる。ただし、「年金加入記録のお知らせ」と違って、備考欄に加入履歴に応じた6種類のメッセージが印字される²²。また、この通知には58歳到達者向けと同様に解説資料が同封されているが、通知の見方の裏面には年金制度についての解説が記載されている。制度の解説では、(1)受給要件、(2)障害年金や遺族年金の紹介、(3)終身保障である点、(4)35歳到達者に送付する意味、などが記載されている点が目新しい。

図表 13 ねんきん定期便(35歳到達者向け先行実施版)の封筒



●「ねんきん定期便」（2007年2月時点の案）

前述のとおり、年金記録問題を受けて「ねんきん定期便」の項目が追加されることになったため、最終的な様式はまだ明らかになっていない。ここでは、2007年2月の社会保障事業運営評議会で配布された案（参考資料4）を確認する。

1 ページ目には、これまでの加入実績に応じた年金見込額と保険料納付額の目安が記載される。本来、社会保険庁は、記録管理の効率化のため個人ごとの保険料納付額を記録していない。しかし、納付当時の保険料額（国民年金）や標準報酬および保険料率（厚生年金）を使って、目安となる金額を計算する予定になっている。また、年金見込額は、58歳到達者向けのお知らせと異なり、将来の加入期間について仮定をおかず、これまでの加入実績から計算されている。

2 ページ目には、各制度の適用状況ごとの加入月数の合計と保険料納付額が記載されている。

3 ページ目には、1 ページ目の年金見込額の制度別の内訳と計算根拠が、給付算定式に沿って示されている。

4 ページ目は年齢によって内容が異なる。50歳未満には、今後の加入状況の見込みを加入者自らが記入して計算するための試算シートとなっている。厚生年金については、試算

²¹ この年金額は、(1)本人分のみで、配偶者に関する加入年金等は含まれない点、(2)物価スライドやマクロ経済スライドが反映されていない点、には注意が必要である。

²² メッセージは、「年金加入記録に重複した期間があります。」「年金加入記録に空き期間があります。」「今後とも、継続した保険料の納付をよろしくお願ひします。」などである。同封の解説資料では、メッセージごとに、加入者がとるべき行動（「社会保険事務所へご連絡下さい」など）が記載されている。

をしなくても概算が理解できるよう早見表も付いている。50歳以上には、通知作成時点の加入状況を60歳まで延長した場合の年金見込額が印字されている。この見込額は、58歳到達者向けのお知らせと同様に、部分年金による変化についても記載される。

また、35歳、45歳および58歳の特定年齢には、これらに加えて加入履歴も送付される。この案の段階では、58歳到達者向けのお知らせと同様の書式であるが、年金記録問題を受けて、前述のように国民年金保険料の納付状況や標準報酬の履歴も記載される見込みである。また、特定年齢以外の場合、直近1年間の国民年金保険料の納付状況や標準報酬の履歴が記載される見込みである。

●政府広報

上記の各種通知と並行して、政府による広報も変化してきている。例えば2006年年金月間のポスター（図表14左）では、保険料の納付勧奨に関する記載を抑え、国庫負担や遺族年金、障害年金の存在を紹介する内容を盛り込んでいる。

また、2005年度の新聞広告（図表14右）では、受給要件や国庫負担などの制度全体の仕組み、国民年金保険料の納付証明書類の送付、夜間の年金相談などの案内を掲載している。さらに、社会保険事業運営評議会の資料によれば、広告に対する反応も調査しており、効果的な媒体の選定や、調査結果で理解不足だった点を次の広告内容に盛り込むなどの工夫が行われている。

4. 評価と展望

以下では、案の段階ではあるが、本格的な個人向け通知である「ねんきん定期便」（2007年2月時点の案）を中心に、日本での取組みをスウェーデンとの比較を交えて評価する。

●過去の取組みから見た評価

「ねんきん定期便」（2007年2月時点の案）は、これまで実施されてきた情報提供（図

図表14 近年の年金に関するポスターや広告



（出典）社会保険事業運営評議会資料
（左：2006年11月9日、右：2006年3月8日）

表 12) や、2004 年改革の際に提案されたポイント制の案と比較して、大幅な情報の充実が図られた画期的なものとなっている。その 1 つが、年金見込額と保険料納付額の併記である。前述のとおり、社会保険庁が管理している記録には保険料納付額がないため、保険料納付額の通知は技術的に不可能とされてきた。また、「公的年金は拠出と給付の損得で評価すべきではない」という信義的な側面からの意見もあった。今回の「ねんきん定期便」の案では、これら 2 つの障害を越えて保険料納付額を示し、年金見込額と併記したのは大きな転換と評価できる。ただ、併記したものの、両者の比較について解説がない点は改善の必要があろう。実際、公的年金の給付には老齢年金以外に遺族年金や障害年金があるため、拠出と給付のバランスを老齢年金だけで見るとアンバランスである。添付文書に解説を載せるにしても、通知本体にも簡単な言及があってもよいのではなかろうか。

変化の 2 点目は、加入につれて年金の受け取り可能額が増える仕組みを、抽象的なポイントではなく、具体的な年金額で示した点である。2004 年改革の時点では、加入につれて年金の受け取り可能額が増える仕組みを、ポイントを使って示す計画になっていた。これは、年金額にはマイナスのスライド改定もありうるため、金額の減少が発生した場合に国民の不安を招きかねない、という懸念を配慮したものだだったと推察される。しかし、ポイントで示すと年金額との関係がより複雑になり、かえって制度への不信や不満を招きかねない。ポイントでの表示をやめ、金額による表示を採用したことは、制度の信頼向上などに貢献すると思われる。

3 点目は、わかりにくいといわれる年金額の計算式について、本人の加入履歴にあわせて計算式を載せている点である。確かに、計算式が示されてもそれを難解だととらえる人もいるだろうし、逆に計算に用いる平均標準報酬額の計算根拠が明らかでないという批判もあるだろう。しかし、計算式を明らかにして、さらに 50 歳未満向けに計算シートを用意したことで、年金制度への理解が実感を込めて深まることが期待される。

●スウェーデンとの比較

スウェーデンとの比較でみれば、次の点が指摘できる。

スウェーデンを越えた特長としては、年金額の計算方法について、個人の実績を埋め込んだ計算式を示すとともに計算シートを用意している点である。複雑、繁雑という面もあるだろうが、活用されれば年金制度への理解が深まると思われる。また、一定期間もしくは特定年齢に限られるが加入履歴が示される点も、スウェーデンにはない特長という。

また、スウェーデンとの相違として、年金見込額の計算方法があげられる。スウェーデンでは、加入実績に基づいた残高に加え、引退年齢まで前年と同額の収入があるとの仮定をおいて計算している。また、複数の引退年齢や賃金上昇率の仮定をおいて、6 通りの年金見込額を示している。これに対して日本では、それまでの加入実績にのみ基づいた年金見込額を 1 ページ目で示している。4 ページ目では今後の加入も見込んだ年金額を提示しているが、自動的に計算される 50 歳については 1 通りだけ示され、50 歳未満には計算シートや早見表で複数の見込額を計算可能なように示している。

この点については、制度の違いがあるため単純には比較できないが、加入実績にのみ基づいた金額と将来の加入を見込んだ金額を併記する日本の方式は、(1)加入実績が積み重

なることを実感しやすい点、(2)今後も加入を継続することによる金額の増加を実感できる点、(3)受給要件を満たしている人にとっては、加入実績に基づいた金額がある程度保証された年金額であるという安心を得られる点、などのメリットがあるといふ。また、拠出建て制度を採るスウェーデンの残高に相当する概念として、給付建て方式の日本において実績のみに基づいた年金見込額を示している点は、妥当だと考えられる。スウェーデンとの比較では見込額のパターンが少ないとの批判もあろうが、筆者らが50歳代を対象に実施した実験や調査(中嶋ほか(2006a))では、多くのパターンよりも実績のみに基づいた年金額を求める意見が強かったことから、現在の案は妥当だと考えられる。ただ、実績のみに基づいた額と将来の加入を見込んだ額との比較を容易にするような工夫があれば、さらに理解が得られやすいだろう。

一方、スウェーデンと同様の問題として、(1)年金制度の意義や財政状況の解説がない点、(2)財政安定化機能による給付削減について解説がない点、(3)終身保障や実質価値維持などのメリットの解説がない点、をあげることができる。(1)については、米国のように、社会保険庁長官や閣僚の署名とともに通知本体で示したほうが、読まれやすく、信頼向上に貢献すると思われる。(2)については、金額で示すには技術的にも国民の理解度からもまだ難しいと思われるが、そのような給付に影響する仕組みが制度に盛り込まれていることは、少なくとも通知や添付文書を通じて周知する必要があるだろう。(3)については、筆者らが実施した30歳~40歳代対象の実験(中嶋ほか(2006b))でも効果があることがわかっている。少なくとも、35歳到達者向けの「ねんきん定期便」のような添付文書の形で、実施すべきであろう。

また、スウェーデンと比べて劣っている点として、私的年金との関係が全く考慮されていない点があげられる。日本では、マクロ経済スライドによって、給付水準が次第に低下する見込みになっている。それだけに、この低下を埋めるために必要な自助努力を認識させるようなメッセージや仕組みが、必要ではないだろうか。

●展望

2004年改革までの年金制度に対する不信や不満に加え、近年明らかになった給付ミスや年金記録問題で、年金制度に対する信頼は大きく揺らいでいる。それは同時に年金制度への関心が高まっている状況でもあり、この機に国民の信頼を回復する取り組みを進める必要がある。

スウェーデンでの調査結果や筆者らの調査結果(中嶋ほか(2006a, 2006b))が示すように、国民に通知を送ることは信頼の向上に寄与する。しかし、通知による信頼向上は、信頼向上策の一部分に過ぎない。通知には、国民に直接届くというメリットがある反面、あまり多くの情報を盛り込んで、かえって国民に読んでもらえなかったり、情報のポイントがうまく伝わらないという問題がある。本稿ではあまり触れられなかったが²³、通知以外の広報や相談を通じた総合的な信頼向上のきっかけの1つとして、通知が有効に機能することを期待したい。

²³ 通知と他の手段の関係については、中嶋(2005)で述べている。

【参考資料】

参考資料 1 : オレンジ封筒の通知 (2005 年版)

※2004 年に入手したスウェーデン語版のデモサンプルをもとにしているため、正式版とは一部内容が異なる部分がある。

社会保険庁とプレミアム年金庁からの報告

宛先
アンナ・アンダーション様
ヴェーゲン 12
123 45 スタッツオッテン



あなたの公的年金の見込額

この公的年金の見込額は、あなたの定年後毎月どのくらいの公的年金が支給されるかを見込んで計算したものです。これは現在までにどのくらいの額があなたの公的年金口座に積み立てされているかが基本となっています。現在までの積み立て金額は2ページ目に提示してあります。

私どもでは、あなたの収入が引き続き同額であると仮定しました。従って 2003 年から同額の年金権利額が定年するまでの間、積み立てられるものと想定しています。あなたの 2003 年の年金権利額は5ページに提示してあります。

あなたが下記の年齢で公的年金を受取する場合の年金見込額

満 61 歳	平均所得上昇率 0% で、月額 8900 kr	平均所得上昇率 2% で、月額 12700 kr
満 65 歳	平均所得上昇率 0% で、月額 11100 kr	平均所得上昇率 2% で、月額 17700 kr
満 70 歳	平均所得上昇率 0% で、月額 16000 kr	平均所得上昇率 2% で、月額 28200 kr

あなたの満 65 歳時での公的年金の税差引前金額は、平均所得上昇率 0% の場合 (月額 11100kr)、所得比例年金 9300kr、プレミアム年金 1800kr で構成される見込みになります。

あなたが受け取る年金は、様々な年金から成り立ちます

この通知は、あなた個人の公的年金のみの見込額を提示したものです。多くの人は、例えば個人で加入する個人年金保険や、雇用主が加入している企業年金保険などからも年金を受取します。企業年金保険については www.minpension.se にて、さらに詳しい情報が掲載されています。またこのホームページでは、企業年金保険を扱っているほとんどの保険会社の情報も掲載されています。

さらに詳しい年金見込額と年金に関するその他の情報

www.forsakringskassan.se では、さらにあなたの将来の計画に対応した公的年金見込額に関する情報を得られます。www.forsakringskassan.se と www.ppm.nu のホームページでは、公的年金に関する情報が掲載されています。また社会保険庁の自動対応電話 020-524524 もご利用ください。

宛先
アンナ・アンダーション様
ヴェーゲン 12
123 45 スタッツオッテン

あなたの公的年金、現在の口座残高

2004年度あなたの年金口座の変化	所得比例年金口座(kr)	プレミアム年金口座(kr)
2003年12月31日までの口座残高	725429kr	22915kr*
2003年の年金権利額	+44864kr	+7010kr
配当金	+445kr	+17kr
ファンド手数料の返還	—	+47kr
事務処理手数料	-386kr	-70kr
口座残高変化	+26532kr	+4914kr
2004年12月31日現在の口座残高	796884kr	34833kr

* 2002年度のプレミアム年金の年金権利額はこの額に含まれています。

2004年12月31日現在のあなたの年金口座残高

あなたの公的年金口座残高合計

所得比例年金口座残高 796884kr + プレミアム年金口座残高 34833kr =

831717kr

プレミアム年金庁
826 86 ソーデルハムン

パーソナル・ナンバー 650102-1243

宛先
アンナ・アンダーション様
ヴェーゲン 12
123 45 スタッツオッテン



PPM(プレミアム年金庁の略)からの口座情報：あなたのファンド所持

2004年12月31日現在のあなたのファンド所持

ファンド ナンバー	ファンド 銘柄	ファンド 配分率(%)	ファンド 数(単位)	相場 (kr)	価値計 (kr)	現在の 配分率	購入時 価値 (kr)	価値 変化 (kr)	値 変化 (%)
1123456	AMF 年金株ファンド	10	82,8295	165,48	13707	11	13913	-206	-1
123456	ロブラス コントゥーラ株ファンド	20	45,9295	44,06	2024	15	3478	-1809	-42
123456	ロブラス ヨーロッパファンドメガ	30	1332,5305	5,77	7689	28	10435	-2746	-26
123456	ロブラス コミュニケーションファンド	10	125,0403	16,02	2003	11	3478	-1475	-42
123456	AMF スウェーデン年金株ファンド	30	45,9295	44,07	2024	40	3479	-1809	-42
2004年12月31日のあなたのプレミアム年金口座残高					27447 *				

あなたのプレミアム年金口座、スタート時からの価値変化

購入時 価値(kr)	価値 変化(kr)	価値 変化(%)	現在の 価値(kr)
34786	-7339	-21	27447*

各ファンドの価値変化は、あなたが2004年12月31日までに所持・運営してきたファンドをもとに計算されています。ファンドの相場は、平常2004年12月31日以前の最終銀行営業日に決定された相場にもとづいています。またファンドの価値計は四捨五入してありますので、多少の誤差が出る場合がありますのでご了承ください。

毎年新しい額が、あなたの選んだファンドの銘柄や配分率であなたのプレミアム年金口座に積立てられます。またこれらのファンドは、ファンドの銘柄や配分率をいつでも無料で変更する事が出来ます。

さらに詳しい情報は？

最新のファンド情報、またあなた個人のプレミアム年金口座に関する情報、またファンドの変更をしたい場合は、www.ppm.nu のホームページ、または PPM の自動応対電話 020-776776 をご利用ください。また電話番号 0771-776 776 では、オペレーターがあなたのご相談も受け付けております。

*この額の中には2003年のプレミアム年金の年金権利額とその利子分は表示されておりません。それらの金額は2004年12月31日以後に振り込まれます。しかしながら2ページに提示しているプレミアム年金口座残高においては年金権利額と利子分はすでに計算されています。

5ページからの続き

2003 年度におけるあなたの年金権利額はこのように計算されました

年金権利額

あなたの年金権利額は、あなたの合計年金基本額 280400kr をもとに計算されました。この合計年金基本額は、あなたの勤労所得による年金基本額と勤労所得外の年金基本額の合計です。

あなたの勤労所得による年金基本額

あなたの 2003 年の勤労所得による年金基本額は、あなたの勤労所得情報をもとに税務署によって 239500kr と決定されました。合計年金基本額の最上限額は物価基礎額の 7.5 倍です。(2003 年度で 306750kr)

所得比例年金の年金権利額

所得比例年金の年金権利額は、あなたの合計年金基本額の 16% になります。ですからあなたの所得比例年金の年金権利額は 280400kr の 16% で、計 44864kr となります。

プレミアム年金の年金権利額

プレミアム年金の年金権利額は、あなたの合計年金基本額の 2.5% になります。ですからあなたのプレミアム年金の年金権利額は 280400kr の 2.5% で 7010kr となります。

育児年

あなたは勤労所得外の年金基本額のうち、育児年、選択肢3を獲得しました。これによって実際の勤労所得額に、40900kr の額がプラスされる事になります。

これらの決定の基礎となる規定は

勤労所得による年金基本額に関する規定は 勤労所得を基本とした年金法の第2条(1998:674)に提示されています。また勤労所得外の年金基本額に関する規定は、同法の第3条に提示されています。さらに同法第4条では年金権利額と年金ポイントをどのように決定するかが提示されています。

あなたはこの決定に対して再検討を申請する事が出来ます

もしこの決定された内容に関して再検討を要求する場合には、社会保険庁にその意向を通知して下さい。その場合には、公的年金のどの決定に対しての再検討を求めるのか(年金権利額、勤労所得による年金基本額、勤労所得外の年金基本額の決定のいずれか)、またどのような変更を求め、なぜ再検討を要求するのかを記入して下さい。もし勤労所得による年金基本額に対しての再検討を申請した場合には、社会保険庁から税務庁に取り次がれます。また名前、パーソナルナンバー、住所、電話番号を忘れずに記入して下さい。あなた、またはあなたの代理がその申請書に署名するのも忘れずに。あなたの代理が署名をするときは、その代理を認める委任書も忘れずに同封して下さい。

再検討に関しての申請は 2005 年 12 月 31 日までに、また 2005 年 11 月 1 日までに年金情報があなたの手元に届いていない場合には、届いた日から 2 ヶ月以内に社会保険庁に申請して下さい。

その他の情報

あなたの年金権利額の決定に対して何かご質問はありますか？詳しくは社会保険庁のホームページ www.forsaklingskassan.se をご覧になるか、当事務所の自動応対電話、020—524524 をご利用ください。また www.forsaklingskassan.se では、年金に関する法律の最新情報が得られます。

社会保障事務所
107 23 ストックホルム

決定 2004-12-12

宛先
アンナ・アンダーション様
ヴェーゲン 12
123 45 スタッツオッテン



2003 年度のあなたの年金権利額

毎年あなたが働いて収入を得ると公的年金の年金権利額が積み立てられます。あなたの勤労所得による年金基本額(最上限は公的年金保険料を差し引いた後の年間所得、306750kr)と勤労所得外による年金基本額に基づいて、社会保障事務所ではあなたの年金権利額を以下のように決定しました。

2003 年度の所得比例年金の年金権利額 2003 年度のプレミアム年金の年金権利額

44864kr

7010kr

あなたの今年の年金権利額は、これまでに積み立てられている年金権利額にプラスされます。これまでどのくらいの年金権利額があなたの年金口座に積み立てられているかは、2ページ目に提示してあります。

税務署はあなたの 2003 年度の勤労所得による年金基本額を以下のように決定しました。

雇用による収入	239500kr
その他の就業による収入	0kr

社会保険庁はあなたの 2003 年度の勤労所得外の年金基本額を以下のように決定しました。

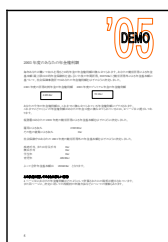
疾病手当、または労災手当	0kr
徴兵手当	0kr
学生年	0kr
育児年	40900kr

よって合計年金基本額は 280400kr となります。

この決定に関してのさらに詳しい情報

4 ページ目にあなたの年金権利額がどのようにして計算されたかの説明が提示されています。また同ページに、決定に対しての再検討の申請方法などについての情報もあります。

何があなたの公的年金額を左右するのでしょうか？



あなたの収入
↓
公的年金保険料
=
年金権利額



年金権利額
+
利子など
=
年金積立口座



年金積立口座
÷
年金生活者としての年数
=
あなたの年金月額

2003 年のあなたの年金権利額

毎年あなたが働いて収入を得るごとに、あなたは将来受け取る公的年金を積み立てていくことになります。これらの振り込みは公的年金保険料という形で行われます。一部の公的年金保険料はあなたの所得税から税金という形で自動的に振り込まれ、また一部はあなたの雇用主からやはり税金の形で振り込まれます。これらの公的年金保険料の合計はあなたの収入額の 18.5% です。そのうちの 16% は所得比例年金口座へ、2.5% はプレミアム年金口座に自動的に振り込まれ積み立てられるのです。また乳幼児の育児、学業、徴兵や疾病手当なども年金権利額の基本となります。それらの社会保障などに対する公的年金保険料は国の方から支払われます。

見込み予想額：あなたの公的年金

あなたの年金権利額は、あなたの所得比例年金口座とプレミアム年金口座に振り込まれます。これらの口座残高は毎年積み立てられるあなたの年金権利額と、それらがどのように運用されるかによります。所得比例年金の利子はスウェーデン国の平均所得上昇率によって決定されます。2004 年度は 2.4% の利子がつく事が決定されました。そしてプレミアム年金口座の口座残高はあなたが選んだファンドの相場とその価値に左右されます。あなたのもとに年に一度 PPM からプレミアム年金の口座情報が届き、あなたの選んだファンドの価値が表示されています。さらにこれらの口座は配当金にも左右されます。これは死亡したスウェーデン人の年金口座の残高が、全ての予想年金受与者に配分される事を意味します。

あなたの公的年金の見込額

あなたが長く働けば働く程、年金が増加する事になります。例えば 67 歳まで就業すれば、65 歳で年金を受取るよりもさらに長い期間積み立てを行う事になります。また月額いくら年金を受取るかは何歳時に年金を受取り始めるかにもよります。年金を受け取るのが遅くなればなるほど、あなたの年金口座からあなたが受取る年金の総年数が短くなります。ですから受取る金額も多くなるのです。

公的年金は所得比例年金、プレミアム年金と最低保証年金によって構成されています。所得比例年金は公的年金の大部分を占めます。プレミアム年金はあなたが選んだファンドによって運用されます。最低保証年金は所得の少ない方、又は所得の全くない方を保護する基本的保障です。

参考資料 2：「年金加入記録のお知らせ」「年金見込額のお知らせ」
(58歳到達者向け)

年金見込額のお知らせ

基礎年金番号

※ この年金見込額は年にお送りした「年金加入記録のお知らせ」の年金加入記録に基づいて試算しています

社会保険庁 社会保険業務センター

年 月 日現在の年金見込額です。

受付けらる年節	歳	歳	65歳
年金の種類と年金額	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
		(定額部分) 円	(経過的加算部分) 円
			老齢基礎年金 円
合計年金額 (年間支給額)	円	円	円

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。
(向付の「年金見込額のお知らせ」の1ページをご覧ください。)

注1 「特別支給の老齢厚生年金」欄について
特別支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分と定額部分に加算年金額(*)を加えた額となりますが、この「年金見込額のお知らせ」上では加算年金額は除いています。
(定額部分が空欄の場合は、特別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。)
(詳しくは、向付の「年金見込額のお知らせ」の向1をご覧ください。)

* 加算年金額は、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者や18歳未満の子がいる場合などに加算される額のことです。

注2 「経過的加算部分」欄について
65歳未満で、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分が、厚生年金保険の加入期間に達するより高い額となる場合は、その差額が経過的加算額として加算されます。

注3 共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数は、老齢基礎年金についての計算の対象としていません。

注4 厚生年金基金の加入期間がある方の年金見込額については、加入していた厚生年金基金又は厚生年金基金連合会から支払われる分を除いています。

年金加入記録のお知らせ

● 照会番号

● 生年月日

下記(③から⑥欄)に記載されていない年金加入期間がある場合や年金加入記録が違っているとと思われる場合(加入別歴が共済の場合を除きます)は、向付の「年金加入記録照会票」に記入のうえ、送付してください。

社会保険庁 社会保険業務センター

年 月 日現在の年金加入記録です。

②基礎年金番号	③加入制度	④事業所名称、届出所番号名称又は共済組合名	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数

④厚生年金保険		⑤船員保険		⑥年金加入期間合計	
加入月数	加入期間	加入月数	加入期間	加入月数	加入期間
計		計		計	
加入月数		加入月数		加入月数	
⑦共済組合等加入月数		⑧合計加入期間(④+⑤)		⑨加入月数	

注：⑦欄は、共済組合等から社会保険業務センターに情報提供されている加入月数です。

⑩備考欄

※ この「年金加入記録のお知らせ」は、お手元で保管してください。

参考資料3：「ねんきん定期便」(35歳向け先行実施版)

ねんきん定期便

～35歳になられる方への年金加入記録のお知らせ～

181-9999
東京都二子町中津産
1-20-2
年金 太郎 様
01A-012000024
1234-567890

社会保険庁

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも電
話で「生金個人情報提供サービス」が便利です！
今回お知らせする年金加入記録に加え、国民年金の保
険料納付状況、厚生年金、船員保険の受給額の詳細な
る履歴情報も月額、標準給与額などの最近情報(毎月1回
更新)がいつでも確認いただけます。

番号	③制度	②現在までに加入の事業所名称、 加入年制年度又は共済組合名称等	⑤資格取得年月日		⑥資格喪失年月日		⑦加入月数
			平成	4. 1	平成	5. 10. 1	
1	船保	ABC船組	平成	4. 1	平成	5. 10. 1	18
2	国民年金	国民年金	平成	5. 10. 1	平成	7. 4. 1	18
3	厚生	厚生 株式会社 (厚生年金基金加入期間)	平成	7. 4. 1	平成	10. 4. 1	36
4	共済	〇〇共済組合	平成	7. 4. 1	平成	10. 4. 1	24
5	厚生	高井戸社会保険 株式会社	平成	12. 4. 1	平成	12. 4. 1	82

④国民年金

加入月数(歳別)	45歳以下	46歳以上	計
0	0	0	0
加入月数	0	0	15

③厚生年金

加入月数(歳別)	45歳以下	46歳以上	計
0	0	0	0
加入月数	0	0	18

⑥船保

加入月数	18
------	----

⑦合計

加入月数	118
加入期間	(36)
加入月数	18
加入期間	(36)
加入月数	151

⑧国民年金 加入月数 175

⑨船保 加入月数 24

⑩厚生年金 加入月数 175

⑪合計 加入月数 175

注：⑧～⑩は、厚生年金等から社会保険事務所に届出された期間と、国民年金等から社会保険事務所に届出された期間との重複期間を除いた月数です。

⑬標準額

今後とも、継続した保険料の納付をよろしくお願いします。

公的年金制度について

公的年金制度では、国民年金は全国共通の基礎年金を支給する制度として、厚生年金保険や共済組合等の被用者年金制度は「老齢基礎年金の上乗せ」の給付を行う制度として位置づけられ、年金制度全体として二階建ての制度となっています。

老齢基礎年金を受けるためには

保険料納付済期間・保険料免除期間とを合算して25年(300月)以上の期間が必要です。このうち保険料納付済期間には、厚生年金保険の被保険者期間や共済組合等の組合員期間も含まれ、年金額の計算の基礎となります。20歳から60歳までの40年間(480月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が受け取れます。逆に、480月に満たない場合は、満額の年金を受け取ることはできません。また、300月に満たない場合には、老齢基礎年金を受け取ることができない場合があります。

厚生年金保険、共済組合等の加入期間がある方

老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金保険に1か月でも加入したことがあれば、65歳からの老齢基礎年金に上乗せする形で老齢厚生年金を受け取れます。共済組合等の加入期間がある方は、65歳以降に退職し、または退職した後に65歳に達したときに、老齢基礎年金に上乗せする形で退職共済年金を受け取れます。(各共済組合等より支給されます。)

ケガや病気、万が一のときもサポートします。

ケガや病気や重い障害が残ったとき → 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金
 ○配偶者や子を養って亡くなったとき → 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金
 人生のすべてのステージで、ご自身や家族をサポートします。
 ※国民年金保険料に未納があると障害・遺族年金が受け取れない場合があります。

年金は生きている限り受け取れます。(終身保障)

国民年金は国が運営する公的年金。終身年金なので、支給開始から生涯にわたり受け取ることができます。基礎年金の1/3(将来は1/2)を国が補助するので、若者であっても平均では、納付した額の1.7倍以上の年金を受け取ることができる計算となります。

ホームページからも確認できます

ご自宅にいながら、いつでもご自身の年金加入記録が確認できる情報提供サービスを行っております。(確認にはユーザーID・パスワードを取得する必要があります。)

年金個人情報提供サービスでは、厚生年金保険の標準報酬月額や国民年金の月別の納付状況が確認できます。

ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

※社会保険庁では、年金加入者の皆様へのサービス向上のため、今後も随時的に年金に関する情報の提供サービスを構築していきます。ホームページでの情報提供サービスと内容が重複するサービスを今後廃止する際には、効率化の観点からホームページでの情報提供サービスを優先することもあり得ることをご承知ください。

携帯版ホームページもあります

携帯版ホームページでは、お問い合わせ先の確認や年金額簡易計算ができます。

携帯版ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/k/>

35歳になられる方へ

社会保険庁では、新たなサービスとして公的年金制度に加入される被保険者の皆様を対象に、当方で管理している年金加入記録等の情報を直接お知らせする事業を開始しました。このお知らせは、35歳を迎える方を対象に、誕生日の前月末に順次お送りしています。

今回お知らせする内容は、これまでご自身が加入された公的年金制度の加入記録や納付状況を記載した「35歳になられる方への年金加入記録のお知らせ」と、お知らせの見方や公的年金制度等の内容を紹介したこのリーフレットをお送りしています。

この機会にご自身の記録を是非ご確認ください。不明な点がある場合は下記問い合わせ先へご連絡ください。

また、基礎年金番号以外に国民年金や厚生年金保険等の年金番号をお持ちの方は、記録の統合が必要ですので、お近くの社会保険事務所へご相談ください。

「ご確認くださいポイント」

- 国民年金の記録がある方
 - 資格取得年月日、資格喪失年月日、保険料の納付状況等をご確認ください。
- 厚生年金保険・船員保険の記録がある方
 - 資格取得年月日、資格喪失年月日、事業所名称等をご確認ください。
- 共済組合等に加入している方(または加入していた方)
 - 共済組合等から提供を受けた記録のみをお知らせしておりますので、共済組合等の記録に關して不明な点などがある場合は、加入の共済組合等にお問い合わせください。

なお、平成8年12月以前に退職された記録は記載していない場合があります。

老齢基礎年金を受けるためには、25年(300月)以上の保険料の納付済期間や免除期間等が必要です。現時点で、保険料の納付済期間等が少ない場合でも、35歳から60歳までの25年の保険料を継続して納付していただければ、老齢基礎年金を受け取ることができます。

また、保険料納付済期間が40年(480月)に満たない場合、60歳以降も国民年金に任意加入して保険料を納付することにより、満額の年金に近づけることができます。

20歳 35歳 60歳 65歳

全てお入りする 300月

480月加入可能

年金年額(480月で満額)

お問い合わせ(基礎年金番号をご用意ください)

「ねんきんダイヤル」またはお近くの社会保険事務所へ

(社会保険事務所の電話番号は<http://www.sia.go.jp/top/link/chouhou.html>に掲載しています)

「ねんきんダイヤル」0570-05-1165

※ひかり電話などのIP電話やPHSなどの電話網からの場合は、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。
 受付時間 午前9時30分～午後5時15分(土、日、祝日及び年末年始の休日を除く)
 ◎「ねんきんダイヤル」は、お客様からの電話生金取の年金電話相談サービスの一環です。国庫の拠っているところへおつなぎします。
 ◎「ねんきんダイヤル」の通話料金は一般の固定電話の場合、接続料に付加する内通話料金でご利用いただけます。

参考資料 4：「ねんきん定期便」(2007年2月時点の案)

資料 2

イメージ

ねんきん定期便

この原案は、社会保険庁(平成17年4月1日)で公開した原案に基づいて、これまでに寄せられた意見を反映させたものであり、今後この原案に対する市民の意見を踏まえようとする。

〒168-8505 東京都世田区西原3-6-24

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都世田区西原3-6-24

氏名 様

〒 様 東京都 区

1 年寄加込額(高齢年金、厚生年金合計)

2 養老給付額の目安(国民年金、厚生年金合計)

※ このページの上部に最新の年金額の情報が載ります。

【年金生活】
◆この年金定期便は、これまでの年金加入の実績が、どれくらい年金額に関与しているかを要約していただくお役に立つものです。
◆実際に年金を受給するときは25年(300月)以上の期間が必要になります。
(国民年金は60歳まで、厚生年金は働いている間は70歳まで加入することになります。)
※ 途中経過の年金加算については、今後の年金加入状況が異なることによる加算が反映していません。
① 国民年金加算の算出については、厚生年金加算の算出とは別枠で算出されています。
② 国民年金加算の算出については、厚生年金加算の算出とは別枠で算出されています。

【保険料納付額の目安】
◆この保険料納付額の目安は、年金の保険料をこれまでいくらく支払ったのかを要約していただくための目安として、以下の考え方で計算したものです。
① 厚生年金 加入期間の当時の現況に照準して
② 国民年金 加入期間の当時の現況に照準して
③ 国民年金 加入期間の当時の現況に照準して(国民年金加算の算出に別枠で算出しています)
◆国民年金の保険料は、国民年金加入期間中に国民年金加算の算出に別枠で算出しています。これは、国民年金加入期間中に国民年金加算の算出に別枠で算出している期間中に国民年金加算の算出に別枠で算出している期間に別枠で算出していることによるものです。
【ご注意】
社会保険庁では、国・市・区とも異なるため、国民年金は加入期間が異なる場合があります。国民年金加入期間中は、国民年金加入期間中に国民年金加算の算出に別枠で算出している期間中に国民年金加算の算出に別枠で算出していることによるものです。

全年齢共通

これまでの年金加入の実績です

1 基礎年金
年金加入期間合計(①+②+③)

加入期間(月)	加入期間(月)	加入期間(月)
1/4免除期間	半免除期間	1/4免除期間
1/4免除期間	半免除期間	1/4免除期間
加入期間	加入期間	加入期間

2 第1号被保険者期間(国民年金の期間)
3 第2号被保険者期間(厚生年金、船員保険、共済組合等の期間)
4 第3号被保険者期間(サラリーマンの被保険者期間)

【基礎年金】
◆加入期間から1号被保険者期間合計を差し引いた月数は、国民年金基礎金の積立月数となります。国民年金の基礎金は、積立期間から2年を過ぎると、期満により拠出することができなくなります。積立期間の合計が年と分けていない期間がある場合は、お早めにお知らせください。
◆基礎金納付期間のうち、16年未満の期間については、さかたばつて保険料を納める(違納)ことができません。

2 厚生年金、船員保険、共済組合等
第2号被保険者期間(厚生年金、船員保険、共済組合等の期間)

加入期間(月)	加入期間(月)	加入期間(月)
加入期間(月)	加入期間(月)	加入期間(月)

【厚生年金・船員保険・共済組合等】
◆加入期間として加入した月数は、実際の加入月数を超過する月数まで3分の4とし、起期(加入期間)の月数(平成3年10月)までは4分の1とし、起期(加入期間)の月数(平成3年10月)以降は起期の月数として扱われます。
◆加入期間のうち、16年未満の期間については、さかたばつて保険料を納める(違納)ことができません。

3 第2号被保険者期間(厚生年金、船員保険、共済組合等の期間)

加入期間(月)	加入期間(月)	加入期間(月)
加入期間(月)	加入期間(月)	加入期間(月)

◆基礎金納付額の目安(①+②+③)

これまでの保険料納付額の目安です

1 基礎金納付額の目安(①+②+③)
2 国民年金(第1号被保険者期間の基礎金納付額)
3 厚生年金(第2号被保険者期間の基礎金納付額)

※ 厚生年金保険料は、このほかにも国民年金加算と関係する事項も適用されています。

全年齢共通

これまでの年金加入実績に応じた年金見込額です

1 年金見込額(基礎年金+厚生年金合計) 円(年額) 円(月額)

(※ページ2の「ねんきん定期便」の④ページ参照)

2 高齢者年金 円(年額) 円(月額)

特別付加付月額 円(年額) 円(月額)

※ ページ2の「ねんきん定期便」の④ページ参照。本欄は、基礎年金見込額×1.15、3.0%特別付加月額は月額×1.2、年額見込額は月額×12.0として計算しています。

【高齢基礎年金の計算式】

(基礎年金額) ×	月	=	(基礎年金見込額)	円
792,100円	480月			
200円 ×	月	=	(付加年金見込額)	円
			(基礎年金見込額合計)	円

3 厚生年金額 円(年額) 円(月額)

平成15年3月までの期間 円(平均標準報酬月額)

平成15年4月からの期間 円(平均標準報酬月額)

【高齢厚生年金の計算式】

(平均標準報酬月額) ×	月	+	(加入月数)	円
1,025/1,000 ×	月	+	月	
平成15年4月からの期間	月	+	(加入月数)	
平均標準報酬月額	月	×	1,480/1,000 ×	円

【年金見込額】

◆ 実際の年金見込額は、この年金見込額とは異なります。

◆ この年金見込額は、これまでの年金加入実績に基づいたもので、実際の年金額は、年金増額する等年金加入変更を含めて、その時点での年金加入実績を基に計算します。

◆ 年金見込額は、基礎年金見込額と厚生年金見込額とを合算したものです。

◆ 年金見込額は、基礎年金見込額と厚生年金見込額とを合算したものです。

◆ 年金見込額は、基礎年金見込額と厚生年金見込額とを合算したものです。

50歳未満

将来の年金見込額(50歳未満の方)

ねんきん定期便の情報を利用した年金見込額の計算シート(厚生年金)

1 基礎年金見込額の年金見込額を計算します。

今後、40歳までの期間については、厚生年金見込額を全額計算し、又は、厚生年金見込額を全額計算し、加入する等見込額を計算します。

① ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

② ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

③ ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

【高齢基礎年金の計算式】

(基礎年金額) ×	月	=	(基礎年金見込額)	円
792,100円	480月			
200円 ×	月	=	(付加年金見込額)	円
			(基礎年金見込額合計)	円

※「年金見込額」は、平成18年度基礎年金額(月額792,100円)を削いで、以下の数で算出しています。

基礎年金見込額 = 792,100円 × スライド調整率 × 基礎年金付月数 × 480月(40年)

2 高齢厚生年金の年金見込額を計算します。

今後、40歳までの期間については、厚生年金見込額を全額計算し、又は、厚生年金見込額を全額計算し、加入する等見込額を計算します。

③ ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

④ ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

⑤ ページ2「基礎年金見込額」欄に「今後、40歳までの期間(月数)を記入」

【高齢厚生年金の計算式】

(平均標準報酬月額) ×	月	+	(加入月数)	円
1,025/1,000 ×	月	+	月	
平成15年4月からの期間	月	+	(加入月数)	
平均標準報酬月額	月	×	1,480/1,000 ×	円

【高齢厚生年金見込額合計】

基礎年金見込額合計 (A) + 厚生年金見込額合計 (B) = 円

※ 高齢基礎年金と高齢厚生年金の合計額が支給されます。

※ 50歳以上の方に送付する「ねんきん定額便」の④ページです。

50歳以上

将来の年金見込額のお知らせ(50歳以上の方)

①ページ上段に記述の年月日の時点の加入年数(記述は60歳まで延ばして計算しています)。

年金を受けられる年数	月	日	歳
厚生年金(特別支給の老齢厚生年金) (報酬比例部分)	円	円	
年金を受けられる年数	月	日	歳
厚生年金(特別支給の老齢厚生年金) (報酬比例部分) (定額部分)	円	円	
年金を受けられる年数	月	日	歳
厚生年金 (報酬比例部分) (標準的加算部分) 定額年金(老齢定額年金) 合計年金額(標準年金・厚生年金合計)	円 円 円 円	円 円 円 円	円(年額)

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。

4

【年金見込額】

- ◆ 厚生年金の加入期間は12ヶ月以上ある方には、60歳から64歳までの間、特別支給の老齢厚生年金が受けられます。厚生年金に加入している方は、60歳まで厚生年金の加入期間を延長して計算しますが、今後、厚生年金の加入期間が12ヶ月未満の場合には、このお知らせと異なり特別支給の老齢厚生年金は支給されませんので、ご注意ください。(65歳から老齢厚生年金が支給されます。)
- ◆ この年金見込額では、加給年金については除いています。加給年金額は、厚生年金の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者がいる場合に追加される額のことです。
- ◆ 特別支給の老齢厚生年金の額のうち、定額部分が受けられる年齢は性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。
- ◆ 65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分の額のほうが厚生年金の加入期間に基づく標準的定額年金の額よりも多い場合は、その差額が繰上りの加算として加算されます。
- ◆ 厚生年金基金の加入期間のある方の年金見込額については、③ページでお知らせしている年金見込金額とは異なり、加入している厚生年金基金又は企業連帯基金(旧企業連帯厚生年金基金)に基づき算出される年金見込額に基づきます。(控除に値から支払われる年金額により異なる計算方法としています。)
- ◆ 国民年金の付加料料金を納付した方がいる方は、老齢基礎年金の見込額に付加年金の額を加えてお知らせしています。

※ このページは、特定年額(35歳、45歳及び55歳)の方に、①～④ページに
加えて送付する、年金加入履歴のお知らせです。

特定年額
(35歳、45歳、55歳)

35歳になられる方への年金加入履歴のお知らせ

番号	①所属	②加入年数(加入の翌年4月1日、加入年数計算は1月1日算出が基本)	③加入年数(加入の翌年4月1日、加入年数計算は1月1日算出が基本)	④加入年数(加入の翌年4月1日、加入年数計算は1月1日算出が基本)

印刷履歴

5

●参考文献

- Scherman, Karl Gustaf, 1999, "The Swedish pension reform", Issues in Social Protection-Discussion Paper 7, ILO.
- Sundén, Anika, 2003, "How much do people need to know about their pensions and what do they know?," Working Paper prepared for Conference on NDC Pensions.
- von Zweigbergk, Amelie, 2005, "Pension campaign in Sweden" (来日時の講演資料).
- 伊澤知法、2005年、「海外レポート欧州年金事情：スウェーデンでは年金改革で何がかわったか」、『企業年金』、第24巻第6号、32～35頁。
- 井上誠一、2003年、『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析：21世紀型社会保障のヒント』、中央法規。
- 臼杵政治・中嶋邦夫、2003年、「公的年金加入者への通知－現状と課題」、ニッセイ基礎研究所年金フォーラム編『改革論議の充実を目指して』、ニッセイ基礎研究所、45～68頁。
- 臼杵政治、2004年、「海外における被保険者への情報提供の状況」、『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」平成16年度総括研究報告書』、129～150頁。
- 木村陽子、1987年、「年金制度」、社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』、東京大学出版会、135～155頁。
- 木村陽子、1999年、「年金制度」、丸尾直美・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障5 スウェーデン』、東京大学出版会、149～165頁。
- 厚生労働省、2004年、「年金制度改革案の概要（国民年金法等の一部を改正する法律案）」、社会保障審議会年金部会（第27回）資料。
- シャーマン、K.G.、2006年、「インタビュー：スウェーデン年金改革は抜本的な再改革が急務」、『週刊社会保障』、第2366号、38～39頁。
- 中嶋邦夫、2005年、「政府と加入者のコミュニケーションのあり方：老後設計に向けた個人への情報提供」、駒村康平編『年金改革：安心・信頼のできる年金制度改革を目指して』、社会経済生産性本部、156～179頁。
- 中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀、2006年a、「50代の生活設計に役立つ通知のあり方」、『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」平成17年度総括研究報告書』、1～15頁。
- 中嶋邦夫・臼杵政治・北村智紀、2006年b、「厚生年金制度に関する通知による30代40代の態度変化」、『厚生労働科学研究費補助金政策科学推進事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」平成17年度総括研究報告書』、17～33頁。
- 中野寛、2006年、「年金に関する情報提供についての社会保険庁の取り組み」、『年金と経済』、第25巻第1号。

NIRA モノグラフシリーズ

個人宛通知による年金情報提供の強化

—スウェーデン「オレンジ封筒」の事例から—

2007年10月 発行

著 者 中 嶋 邦 夫

発 行 総合研究開発機構

〒150-6034 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー34階

電話 03(5448)1735

ホームページ <http://www.nira.or.jp/>

無断転載を禁じます。